

出雲保健所からのお知らせです

★診察時の感染予防策（新型コロナウイルス感染症）

「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」(国立感染症研究所作成)が3月19日に改訂されたことに伴い、診察時の感染予防策が変更となりましたので、お知らせします。

適切な感染防護（太字部分は改正点）

- 診察を行う場合

- サージカルマスクの着用と手指衛生を徹底する



変更

- 上気道の検体採取を実施する場合（鼻咽頭ぬぐい液採取等）

- サージカルマスク、**眼の防護具（ゴーグルまたはフェイスシールド）、長袖ガウン（不足の場合はエフロン可）**、手袋を装着する

- エアロゾロが発生する可能性がある手技（気道吸引、気管内挿管、下気道検体採取等）

- N95 マスク（またはDS マスク等、準ずるマスク）、眼の防護具（ゴーグルまたはフェイスシールド）、長袖ガウン、手袋を装着する

- 診察時に上気道の検体採取を行った患者さんがのちに新型コロナウイルス感染症であることが判明した場合、検体採取時に上記の感染防護を行っていなければ、濃厚接触者となります。
- 呼吸器感染症を呈する患者に対しては、マスクを着用させることを推奨しておりますが、マスクを着用させることが困難な場合は、診察までご自身の車で待機いただく等、他の患者さんとの接触がないように対応をお願いします。
※ 出雲保健所では、事前にご相談いただいた患者さんには、マスクの着用の上、受診されるようお願いしています。
- 検体採取をされる医療機関で、フェイスシールドをはじめとする感染防護具について、自院で用意が困難な場合は当所までご相談ください。

<検査対象者の要件（R2.2.27 時点）>

- (1) 【発熱（37.5℃以上）かつ呼吸器症状】 かつ 【入院を要する肺炎が疑われる】
- (2) 【一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性になった者】 であって 【治療への反応が乏しく、症状が増悪した場合】
- (3) 【医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う】

<濃厚接触者（R2.3.17 時点）>

- 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居または長時間の接触があった者
- 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者
- 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者

<問い合わせ先> 出雲保健所衛生指導課 ☎0853-21-1185